

【消費者教育に係る法律、計画等】

- ・「消費者基本法」及び「消費者基本計画」に基づき、国として「学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて消費生活に関する教育を充実する等必要な施策を講ずる」必要がある。（消費者基本法第17条）
- ・「消費者教育推進法」においても、基本理念として「消費者教育を推進する多様な主体の連携の確保による効果的な実施」が定められている。また、都道府県・市町村においては、消費者教育推進計画の策定、消費者教育推進地域協議会の設置が努力義務として規定。（消費者教育推進法第3条、第10条、第20条）
- ・推進法を受けて閣議決定された「消費者教育の推進に関する基本的な方針」においては、地域の多様な主体間のネットワーク化を図ること、相互の連携と情報共有の仕組みを作ることの必要性が明記。

【現状と課題】 ～消費者教育取組状況調査(25年度文部科学省委託調査)から～

- ・ 教育委員会と消費者担当部局との連絡協議会の設置状況（都道府県・政令市：50.7%、市町村：5.6%）
- ・ 連絡協議会の課題「取組報告に終わる」（18.6%）、「形式的」（20.0%）
- 教育委員会において、消費者教育の実施意識が低く、消費者担当部局との連携も意識されていない。
- ・ 社会教育では、これまで公民館等で現代的・地域課題に関し、地域住民への教育・学習支援を行ってきた。
- 地域の教育を推進する上で有効な力を有する社会教育が消費者教育の推進に生かされていない。

地域における消費者教育が一層推進されるよう、教育行政を含む連携・協働体制づくりを支援

【事業内容】

文部科学省

消費者教育推進委員会の設置

委託調査研究の審査及び評価、地域における消費者教育を推進する際の教育行政分野での取組方策等の検討を行う。

消費者教育アドバイザーの組織化・派遣

全国の社会教育等における消費者教育の先駆的実践者を、文部科学省が委嘱し、地方自治体等の求めに応じて派遣する。具体的には、委託先への助言のほか、消費者教育推進体制が立ち上がった地域を対象に、推進する上での個別の課題に関して指導・助言を行う。

消費者教育連携・協働推進全国協議会の開催

文部科学省、委託先等からの成果報告及び地域課題の共有や人的交流が行われる場として、全国協議会を中央及び地方で開催する。

地 域

連携・協働による消費者教育推進のための実証的調査研究

自主的な消費者教育の推進体制づくりが困難な地域を想定し、効果的な教育体制を実証する。調査研究の実施体制として、地域の教育委員会や関係機関等で実行委員会を組織する。その上で、社会教育の仕組みや取組を活用し、連携・協働により消費者教育を実施する。

→ 連携・協働による消費者教育推進体制の姿を提示

地域・教育機関等における消費者教育取組状況調査の実施【新規】

新たな「消費者教育の推進に関する基本的な方針」の策定に向けた調査

効果的な連携・協働による消費者教育推進体制を全国に構築し、消費者の学習機会を確保



文部科学省

連携・協働による消費者教育推進事業

地域における連携・協働による消費者教育の推進のため

消費者教育アドバイザー

を派遣します！



地域における消費者教育が連携・協働により推進されるよう、
地域での消費者教育に関する取組の先駆者や専門家を派遣します！

- 【派遣例】
- ・地方自治体における消費者教育推進方策に係る指導助言
 - ・消費者教育に関するフォーラム等における講演、パネリスト
 - ・教職員、民生委員、社会福祉主事等に対する研修等の講師
 - ・連携・協働体制構築のためのコーディネーター

等

派遣
無料

48

研修等の講師

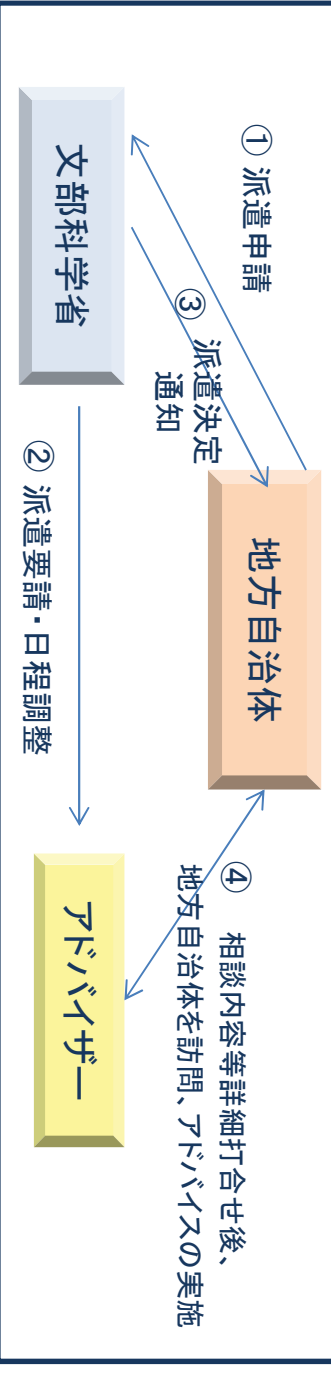
学校などの現場を訪問、取組の支援



フォーラム等の講演、



アドバイザー派遣の流れ・手続き



派遣の申請等詳細は、文部科学省HPをご覧ください。

消費者教育アドバイザーの派遣



消費者教育アドバイザーの紹介



荒 木 武 文

元神戸市教育委員会事務局
健康教育担当部長

消費者問題の専門家を育成する「神戸コンシューマー・スクールの運営や、学校・地域に対しても、消費者教育の実践例を提案したり、出前講座を提供する」とともに、自らも講師として活動しました。大学でもカリキュラムの企画及び講義を行っています。「考える力」「消費者力」を養うための消費者教育を共に考えていきたいと思っています。



あんびる えつこ

生活経済ジャーナリスト
子供のお金教育を考える会 代表

年間数十回、各地の自治体・学校等でワークショップ、講演会、研修会を行っています。対象は、PTA、教職員、幼稚園児～大学生まで様々。地域や企業の方と協働で企画・実施した例もあります。

「誰もが参加しやすい講座作り」で、今までに消費者講座に興味のなかった方にこそ参加して頂けるよう、マスコミで培ったノウハウを生かし、工夫を常に心がけています。



上 村 協 子

東京家政学院大学
現代生活学部教授

教育現場の先生方にとって、手間のかかる消費者教育ですが、連携・協働の電流を流せば、能動的な学び、アクティヴ・ラーニングが実現します。

各大学が消費者教育の交流拠点（ハブ）となれば、産学官民が連携した実践的な学びの共同体にスィッチオンし、継続させる仕掛けづくりが可能です。

地域に密着したアクティヴ・ラーニングで消費者市民社会を目指しましょう！



須 黒 真 寿 美

全国消費生活相談員
協会参与

毎日の相談業務を通して見えてくる、消費者被害の実態をもとに啓発活動を行っています。また、世田谷区区民講師として、消費者啓発の講座を行うとともに、「あんしんサポーター制度」のマニュアルと台本・ツール集の作成に携わり、毎年更新を行っています。

いわゆる市民講師の養成も消費者市民養成の第一歩であり、各地で同様の制度が作られるお手伝いができればと思います。



清 國 祐 二

香川大学
生涯学習教育研究センター長

消費者教育の推進のためには、社会教育や社会福祉の蓄積してきた資源やネットワークを有効活用する必要があります。

PTA組織、女性団体、高齢者団体、おやじの会、自治会、民生委員・児童委員などの連携・協働や、他の教育課題と連携させ、その連携の要の役割を担うことで一層の推進が図られます。

地域の実情に応じた連携・協働のあり方を考えましょう！



萩 原 な つ 子

立教大学大学院
21世紀社会デザイン研究科教授

専門である環境教育、持続可能な社会からつながる消費者市民社会を考えます。平成25年度消費者教育フエスタin札幌では、ツール・カフェの企画を行いました。連携・協働による消費者教育のきっかけとなる仕掛けなど一緒に考えましょう！



西 村 隆 男

横浜国立大学
教育人間科学部教授

長年の消費者教育の実践と研究をベースに、消費者教育推進法の制定に向けて、当初より関わってきました。

消費者教育では消費生活に関する学習が行動に生かされることが肝要であり、自らの利益や幸福を追求するばかりでなく、他者への配慮ができる消費者市民社会の考え方や実践の広がりを目指します。（平成26年度 消費者支援功労者表彰・内閣総理大臣表彰受賞）

【本件担当】

文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課消費者教育推進係

電話 03-6734-3462 メール consumer@mext.go.jp

詳細は、文部科学省のHP又は下記URLにてご確認ください。

http://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/syouthsha/detail/1339570.htm

大学における消費者教育の取組

各大学における取組

学内広報物や入学時におけるガイダンスでの説明等、以下のような学生への周知のための取組が行われている。

日本学生支援機構

「大学等における学生支援の取組状況に関する調査(平成25年度)」

学生に対する事件・事故の防止等に関する指導・啓発の実施(消費者問題)割合

- | | |
|--------------|-------|
| ・ 学内広報物による周知 | 61.8% |
| ・ ガイダンス | 51.8% |
| ・ ホームページへの掲載 | 14.2% |

文部科学省における取組

日本学生支援機構と協力してのセミナーの開催や、国民生活センターからの情報提供を受けて、大学の学生担当の教職員が集まる会議で、関連の周知・啓発を行なうなど、大学における適切な対応を促している。

日本学生支援機構

「学生生活にかかるリスクの把握と対応に関するセミナー」

- ・ 主な対象: 大学等における学生担当の教員・職員
- ・ 過去のテーマ
 - ー 平成27年度 「SNS の利用に伴うトラブル防止について」(380名参加)
 - ー 平成26年度 「悪質商法の被害の現状と対策」(317名参加)

情報提供を受けての周知・啓発

平成26年度、国民生活センターから、学生に高額投資用DVDを購入させるトラブルが増えているとの情報提供を受け、様々な会議等において、注意喚起・周知・啓発を実施した。